

令和2年度新型コロナウイルス感染症対応医療機関労災給付上乗せ補償保険加入
支援事業Q & A（第2版）

	質問	回答
①	非常勤職員や派遣職員は対象となるのか。	非常勤職員は対象となるが、派遣職員は対象外となる。
②	医療法人の理事長や、個人立診療所のオーナー医師など、政府労災保険制度上、「被用者」に含まれない医療資格者は対象外となるのか。	政府労災保険において「被用者」に含まれない医療資格者についても、労災保険の特別加入制度により労災保険に加入している者は、本補助金の対象となる。（民間保険の契約の際に、特別加入に関する特約条項を追加で契約する必要がある場合がある。）
③	保険金の支払いはどのように行われるのか。	対象である医療資格者等が、新型コロナウイルス感染症による労災として認定され、政府労災保険の給付対象となった場合に、保険会社から保険金が支払われることになるが、具体的には個々の保険会社における約款及び審査による。
④	保険商品は新型コロナウイルスに感染した場合のみを対象とする保険である必要があるのか。	新型コロナウイルス感染に起因する休業が対象となる保険商品であれば、差し支えない。
⑤	地方自治体立病院の職員については、地方公務員災害補償法に基づき、公務災害として補償が行われるが、公立病院の職員は対象外なのか。	「公務災害補償制度」を「政府労災保険」に準じるものとみなし、対象として差し支えない。
⑥	休業補償と死亡補償を提供する保険商品が対象となるのか。	休業補償のみの保険商品でも対象となる。死亡補償のみの保険商品は対象外である。
⑦	保険金の給付にあたって、労災認定を必要としない「業務災害保険」も対象となるのか。	保険金給付の判定において、労災認定を必要としない保険商品は対象外である。
⑧	保険契約に、休業補償・死亡補償・障害補償以外の補償が含まれる場合はどのような取扱いになるのか。	休業補償・死亡補償・障害補償以外のオプション保険料について、対象から控除することとする。
⑨	本事業の対象として、交付要綱に「都道府県、政令市及び特別区からの依頼又は委託等により宿泊療養・自宅療養の新型コロナウイルス感染症患者に対するフォローアップ業務、受入施設での対応等に従事する医療資格者等が勤務する医療機関等」「都道府県、政令市及び特別区から役割を設定された地域外来・検査センターに出務する医療資格者等が勤務する医療機関等」とされているが、医療機関等の「等」は何を指すのか。	医療機関等の「等」については、「都道府県、政令市及び特別区からの依頼若しくは委託等により宿泊療養・自宅療養の新型コロナウイルス感染症患者に対するフォローアップ業務、受入施設での対応等に従事する医療資格者等が勤務する保険薬局又は看護協会」「都道府県、政令市及び特別区から役割を設定された地域外来・検査センターに出務する医療資格者等が勤務する保険薬局又は看護協会」である。

⑩	<p>本事業の対象となる医療資格者等として、交付要綱に「当該医療機関において現に診療報酬による評価の対象となっている看護補助者等」とされているが、これにより、具体的にはどのような者が対象になるのか。</p>	<p>「当該医療機関において現に診療報酬による評価の対象となっている看護補助者等」については、例えば、</p> <ul style="list-style-type: none">・当該医療機関において現に急性期看護補助体制加算による評価の対象となっている看護補助者・当該医療機関において現に医師事務作業補助体制加算による評価の対象となっている医師事務作業補助者・当該医療機関において現に入退院支援加算による評価の対象となっている社会福祉士等が該当する。
---	---	---